

実 技 試 験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は20問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとと思われる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号を記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、平成20年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。

【第1問】下記の設例に基づき、次の各問（問1）～（問10）について解答しなさい。

<設例>

山岡家は、夫婦ともに会社員の共働き世帯である。妻の美代さんは近々、第二子の出産を控えているが、第一子のときと同様、出産後も現在の会社で仕事を続ける予定である。家族が増えるのを機に、山岡さん夫婦はマンションの購入を希望しているが、住宅ローン返済に加え、先々2人の子どもの教育費が重なることを考えると不安もある。そこで、今後のライフプランについて、FPで税理士でもある山本さんに相談することにした。なお、下記のデータはいずれも平成20年9月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
山岡 信夫	本人	昭和48年8月15日生まれ	35歳	会社員
美代	妻	昭和49年6月7日生まれ	34歳	会社員
良夫	長男	平成17年5月3日生まれ	3歳	保育園児

[山岡家の収入]

信夫さん：年収630万円（税込み）

美代さん：年収500万円（税込み）

[自宅]

現在は賃貸マンション。できるだけ早い時期に物件価格4,000万円程度のマンションの購入を希望している。購入時には、信夫さんの両親から800万円の資金贈与を受ける予定である。

[職歴]

信夫さん：平成8年4月1日にWA物産に入社、現在に至る。今のところ転職の予定はない。

美代さん：平成9年4月1日にWA物産に入社、現在に至る。出産後もWA物産で働く予定である。

[山岡家の金融資産残高（時価）] 合計1,200万円

名義	商品名	残高
信夫さん	銀行預金（普通預金）	100万円
	銀行預金（定期預金）	200万円
	NN社株式	140万円
	投資信託	160万円
美代さん	銀行預金（普通預金）	20万円
	銀行預金（定期預金）	190万円
	一般財形貯蓄	180万円
	財形住宅貯蓄	210万円

[その他]

現在、山岡家に負債はない。

問 1

山岡さん夫妻は、信夫さんの両親からマンション購入のための資金贈与を受けて、新築マンションを購入するつもりである。この場合のマンション購入直前（両親からの資金贈与を受けた後とする）および購入直後（住宅ローン返済が開始する前とする）の山岡家の個人バランスシートを作成し、表中の空欄（ア）～（エ）の金額を計算して、その額を解答欄に記入しなさい。なお、山岡家の資産および負債は設例に記載されたもの以外にはなく、かつ両親からの贈与に係る資金以外の増減はないものとする。また、作成に当たっては、下記の＜バランスシート作成上の条件＞を反映させ、両親からの資金贈与に対する贈与税は考慮しないものとする。

＜バランスシート作成上の条件＞	
<ul style="list-style-type: none"> ・ マンションの購入価格は4,000万円、購入直後の時価は3,200万円とする。 ・ 引越し代も含めた購入時の諸費用は250万円とする。 ・ 信夫さん名義の定期預金200万円、美代さんの財形住宅貯蓄210万円、信夫さんの両親からの贈与額800万円を自己資金として購入資金（諸費用250万円を含む）の一部に充当し、不足分は住宅ローンを組むこととする。 ・ 信夫さんの両親からの贈与額800万円は、購入直前では信夫さんの普通預金に含める。 ・ 美代さん名義の金融商品についても資産に含める。 ・ 設例記載の金融資産および上記の資産以外の資産は考慮しないものとする。 	

＜マンション購入直前＞

（単位：万円）

（資産）	（負債）	
	負債合計	×××
	（純資産残高）	（イ）
資産合計	（ア）	負債・純資産合計 ×××

＜マンション購入直後＞

（単位：万円）

（資産）	（負債）	
	負債合計	×××
	（純資産残高）	（エ）
資産合計	（ウ）	負債・純資産合計 ×××

問2

信夫さんは長男の良夫くんの大学進学資金として、現在の3歳から18歳までの15年間で積立てを行い、それを18歳から毎年100万円ずつ4年間で受け取りたいと考えている。そこで、今後15年間の毎年の積立額がいくらになるか、下記の係数表を用いて計算し、その額を解答欄に記入しなさい。解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。なお、積立期間中の運用利率は年1%とし、18歳からの運用利率は年3%とする。また、計算過程および解答では万円未満は四捨五入するものとし、税金等は考慮しないこととする。

<係数早見表 (年利3.0%)>

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.030	0.9709	1.00000	1.03000	1.000	0.971
2年	1.061	0.9426	0.49261	0.52261	2.030	1.914
3年	1.093	0.9151	0.32353	0.35353	3.091	2.829
4年	1.126	0.8885	0.23903	0.26903	4.184	3.717
5年	1.159	0.8626	0.18835	0.21835	5.309	4.580
6年	1.194	0.8375	0.15460	0.18460	6.468	5.417
7年	1.230	0.8131	0.13051	0.16051	7.663	6.230
8年	1.267	0.7894	0.11246	0.14246	8.892	7.020
9年	1.305	0.7664	0.09843	0.12843	10.159	7.786
10年	1.344	0.7441	0.08723	0.11723	11.464	8.530
15年	1.558	0.6419	0.05377	0.08377	18.599	11.938
20年	1.806	0.5537	0.03722	0.06722	26.870	14.877
25年	2.094	0.4776	0.02743	0.05743	36.459	17.413
30年	2.427	0.4120	0.02102	0.05102	47.575	19.600

※上記の係数表の数値は正しいものとする。

<係数早見表 (年利1.0%)>

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.9901	1.00000	1.01000	1.000	0.990
2年	1.020	0.9803	0.49751	0.50751	2.010	1.970
3年	1.030	0.9706	0.33002	0.34002	3.030	2.941
4年	1.041	0.9610	0.24628	0.25628	4.060	3.902
5年	1.051	0.9515	0.19604	0.20604	5.101	4.853
6年	1.062	0.9420	0.16255	0.17255	6.152	5.796
7年	1.072	0.9327	0.13863	0.14863	7.214	6.728
8年	1.083	0.9235	0.12069	0.13069	8.286	7.652
9年	1.094	0.9143	0.10674	0.11674	9.369	8.566
10年	1.105	0.9053	0.09558	0.10558	10.462	9.471
15年	1.161	0.8613	0.06212	0.07212	16.097	13.865
20年	1.220	0.8195	0.04542	0.05542	22.019	18.046

※上記の係数表の数値は正しいものとする。

問3

信夫さんは、マイホームを取得するまでに、火災保険の補償についても確認しておこうと思っている。そこで、現在加入している火災保険証券を用いて、FPの山本さんに説明を受けることにした。信夫さんが契約している火災保険に関する次の(ア)～(エ)の記述のうち、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

<資料・火災保険証券>

〇〇〇〇火災保険		契約日 平成19年1月11日			
ご契約者 〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市1111-101 山岡 信夫 様	保険種類： 住宅総合保険	証券番号	××××××××××		
	物件：住宅	保険期間	平成19年1月11日午後4時から 平成21年1月11日午後4時まで2年間		
	払込方法：一時払い 初回口振 払込期日： 1月の振替日	地震保険 期間	地震保険は契約していません		
保険の目的の所在地	契約者住所に同じ		区分	保険金額 (千円)	保険料 (円)
建物の構造用法	鉄筋コンクリート陸屋根地上4階建共同住宅		基本契約	6000	10200
被保険者	契約者に同じ	級別A	賠償責任	個人	10000
			借家人	10000	5160
			修理費用	1000	
			合計保険料		15360
保険の目的	家財	専有 延面積	価協評価額 (千円)	約定割合 (%)	保険金額 (千円)
		76m ²	6000	100	基本
					地震 6000
特記事項					
特約条項	価協家財新価100% 初回保険料口座振替		個賠被保険者	契約者に同じ	

※保険証券様式・保険料などは例示であり実際とは異なります。

- (ア) この契約の場合、地震保険金額は最大300万円に設定することができる。
- (イ) 価額協定保険特約が付帯された契約であるため、再調達価額基準で保険金が支払われる。
- (ウ) 盗難による建物の破損被害にも、保険金が支払われる。
- (エ) 床上浸水や土砂崩れなど、水害による被害に対して保険金は支払われない。

問4

信夫さんは、信夫さんの両親からマンション購入時に住宅資金の贈与を受ける際に、「相続時精算課税制度」を利用したいと考えている。この制度に関する次の（ア）～（ウ）の記述のうち、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）贈与を受ける者の年齢は、贈与の年の1月1日時点で判定する。
- （イ）父と母のそれぞれから贈与を受ける場合、父からの贈与について「相続時精算課税制度」を選択適用するのであれば、母からの贈与についても同様に「相続時精算課税制度」を選択適用しなければならない。
- （ウ）親からの贈与については「相続時精算課税制度」、祖父母からの贈与については「暦年単位課税制度」を適用するには、贈与税の申告を別々に行わなければならない。

問5

美代さんは、友人の夫が以前に交通事故で死亡したことから不安になり、信夫さんが交通事故により死亡（即死）した場合の損害賠償額の仕組みについて、FPの山本さんに質問した。下記の＜条件＞および＜資料＞に基づいて、自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）の支払基準に照らして算出した信夫さんの損害額はいくらになるか。なお、計算過程および解答では万円未満を切捨てとし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

＜条件＞

- ・ 信夫さんは35歳で死亡したものとする
- ・ 信夫さんの事故前1年間の収入額：630万円
- ・ 信夫さんの年間生活費：180万円
- ・ 葬儀費用：100万円（必要かつ妥当な実費として立証済み）
- ・ 信夫さんの過失割合：0%
- ・ 遺族は妻の美代さんおよび子ども2名とする（子どもは信夫さんの被扶養者となっている）

<資料>

[自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）の「支払限度額と請求できる損害額の範囲」]

1. 葬儀費

- (1) 葬儀費は、60万円とする。
- (2) 立証資料等により60万円を超えることが明らかな場合は、100万円の範囲内で必要かつ妥当な実費とする。

2. 逸失利益

逸失利益は、事故前1年間の収入額と死亡時の年齢に対応する年齢別平均給与額<別表Ⅲ>の年相当額のいずれか高い額から本人の生活費を控除した額に死亡時の年齢における就労可能年数のライプニッツ係数<別表Ⅰ>を乗じて算出する。

3. 死亡本人の慰謝料

死亡本人の慰謝料は350万円とする。

4. 遺族の慰謝料

慰謝料の請求権者は、被害者の父母（養父母を含む。）、配偶者および子（養子、認知した子および胎児を含む。）とし、その額は、請求権者1人の場合には550万円とし、2人の場合には650万円とし、3人以上の場合には750万円とする。

なお、被害者に被扶養者がいるときは、上記金額に200万円を加算する。

<別表Ⅰ>

ライプニッツ係数

年齢	就労可能年数	係数
30歳	37年	16.711
31歳	36年	16.547
32歳	35年	16.374
33歳	34年	16.193
34歳	33年	16.003
35歳	32年	15.803
36歳	31年	15.593
37歳	30年	15.372
38歳	29年	15.141
39歳	28年	14.898
40歳	27年	14.643

<別表Ⅱ>

全年齢平均給与額（平均月額）

男子	415,400円
女子	275,100円

<別表Ⅲ>

年齢別平均給与額（平均月額）

年齢	男子	女子
30歳	361,800円	289,400円
31歳	374,100円	294,700円
32歳	386,400円	300,100円
33歳	398,000円	301,900円
34歳	409,600円	303,700円
35歳	421,300円	305,500円
36歳	432,900円	307,300円
37歳	444,500円	309,100円
38歳	450,500円	307,900円
39歳	456,600円	306,800円
40歳	462,600円	305,600円

問6

信夫さんは、追加型株式投資信託を毎月定時定額で購入している。先日、取引を行っている証券会社から、次のような取引の明細が郵送されてきた。この取引を行った直後（約定日）の評価額を計算し、その金額を解答欄に記入しなさい。なお、計算過程では小数点以下の処理を行わず、解答で小数点以下が生じるときは切捨てとし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

< X Q L 株式オープン >

取引の明細			
約定日 2008年1月25日	受渡日 2008年1月28日	受渡累計額	2,160,000円
		今月の取引後残高	1,573,525円
受渡金額	30,000円	1万口当たり	取引前 13,945.27円
約定金額（1万口当たり）	12,256円	取得元本	取引後 13,727.14円
取引数量	24,477口		

問7

信夫さんの勤務先では、平成21年4月から従来の企業年金制度（信夫さんは入社時より加入している）を全面的に廃止し、企業型確定拠出年金制度に移行する予定である。先日、制度の導入説明会において、次のような制度内容を要約した＜資料＞が配布された。この内容に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

＜資料＞

＜確定拠出年金制度のポイント＞

1. 加入対象者
全従業員。
2. 掛金額
規約に基づく額。ただし、月額の上限は、法令に定める上限額とする。
3. 過去勤務分の取り扱い
確定拠出年金制度に100%移行する。
4. 運用商品の選定・提示
定期預金、満期時の元本が保証された生命保険・損害保険、投資信託の中から、運営管理機関が法令に基づいて選定、提示する。
5. 受給権
勤続3年以上。
6. 事務費
(省略)
7. 老齢給付金・障害給付金
 - ・ 年金による給付
 - ・ 一時金による給付
 - ・ 両者の併用
8. 運営管理機関
××銀行株式会社
9. 資産管理機関
××サービス株式会社

1. 現在の法令においては、信夫さんの勤務先が拠出する掛金の上限は、月額36,000円である。
2. 仮に、信夫さんが転職して、転職先が確定給付型企业年金制度はあるが企業型確定拠出年金制度のない会社である場合、現在の会社での積立金を国民年金基金連合会に移換し、信夫さんが掛金を拠出して個人型確定拠出年金を継続することが可能である。
3. 信夫さんが、仮に今後、自営業者（国民年金の第1号被保険者）として独立した場合、現在の会社における確定拠出年金の積立金を個人型確定拠出年金に移換し、信夫さんが掛金を拠出して運用を継続することが可能である。
4. 信夫さんは希望すれば、60歳より前に確定拠出年金の老齢給付を受けることができる。

問8

山岡さん夫妻は、購入を希望しているマンションの広告を集め、検討している。下記の<資料>は新築分譲マンションの広告の一部である。広告の内容等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

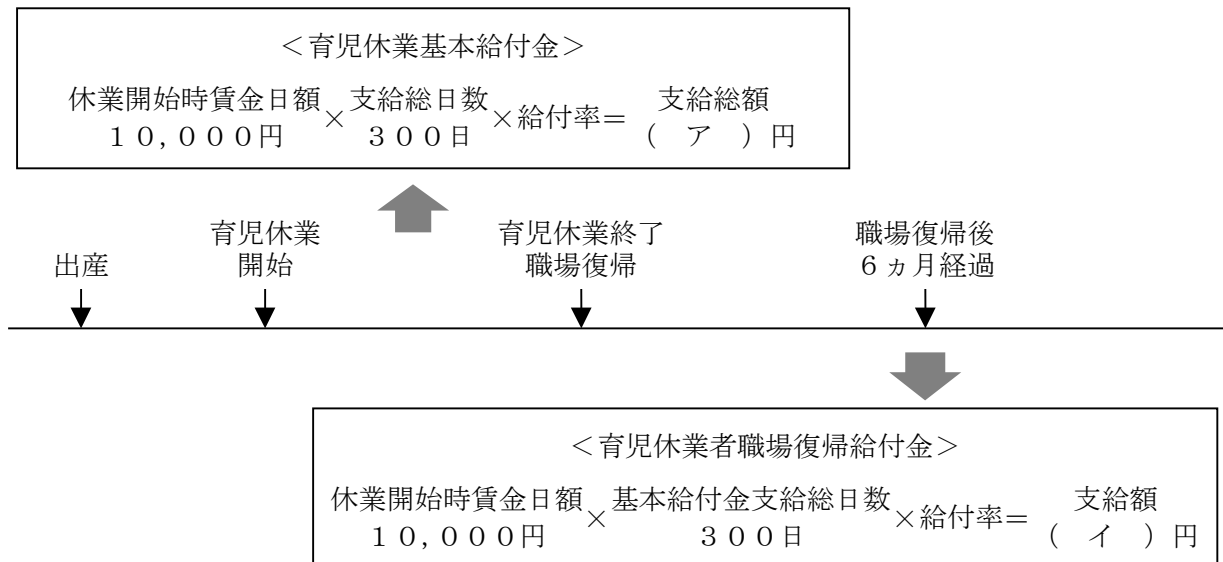
<資料>

新築分譲マンションの物件概要（予告） ●所在地／△市×町1-2-3（地番） ●交通／JR×線 △△駅下車徒歩10分 ●総戸数／120戸 ●予定最高価格帯／3,500万円台 ●予定販売価格／3,100万円台～4,700万円台 ●構造・規模／鉄筋コンクリート造地上8階建 ●用途地域／第一種中高層住居専用地域 ●地目／宅地 ●容積率300% ●建ぺい率60% ●間取り／3LDK～4LDK ●専有面積／72.15m²～98.75m² ●（中略） ●売主／株式会社KZ △市×町3-4-5 国土交通大臣（6）第6755号 （社）不動産協会会員 ●施工／××建設株式会社 ●管理会社／××不動産管理株式会社

1. このマンションのある用途地域内に、病院を建築することができる。
2. このマンションを購入する際に、仲介手数料は不要である。
3. このマンションの最寄り駅からの徒歩による所要時間は、直線距離80メートルを1分として計算して表示している。
4. この広告に掲載されている専有面積は、一般的に登記簿上の専有面積より大きい。

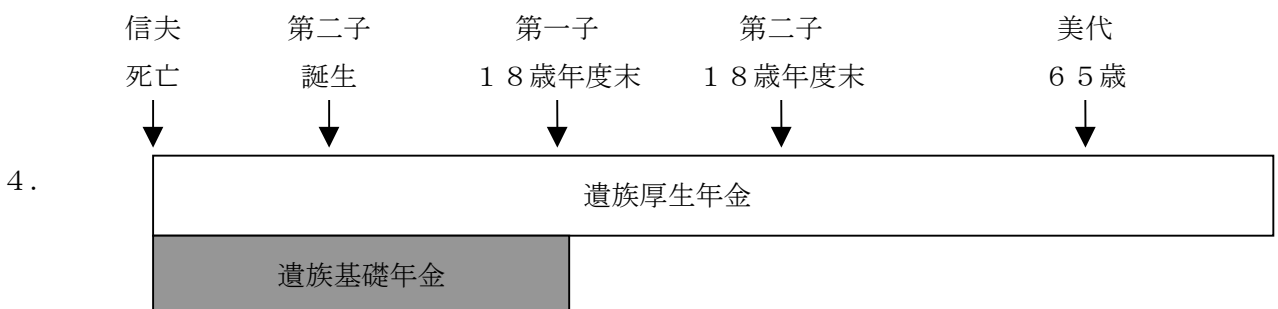
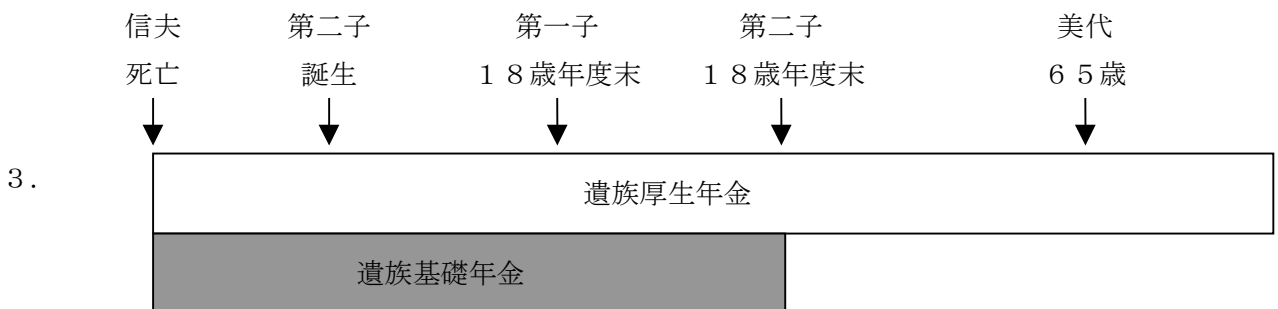
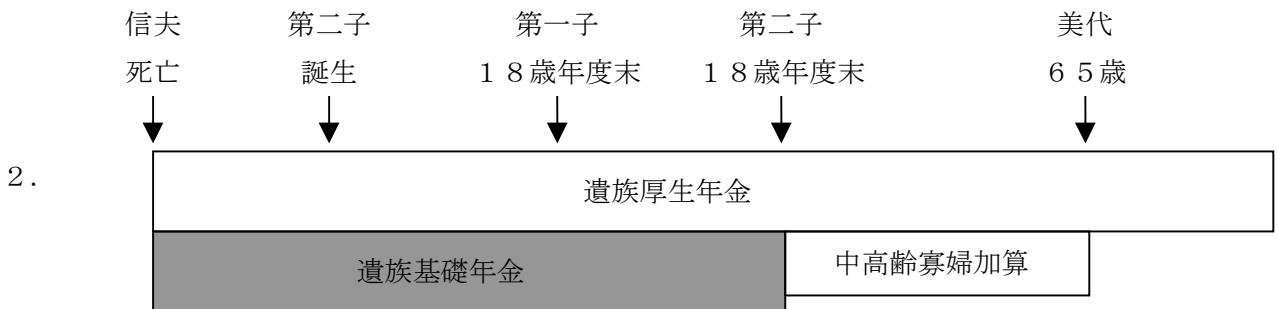
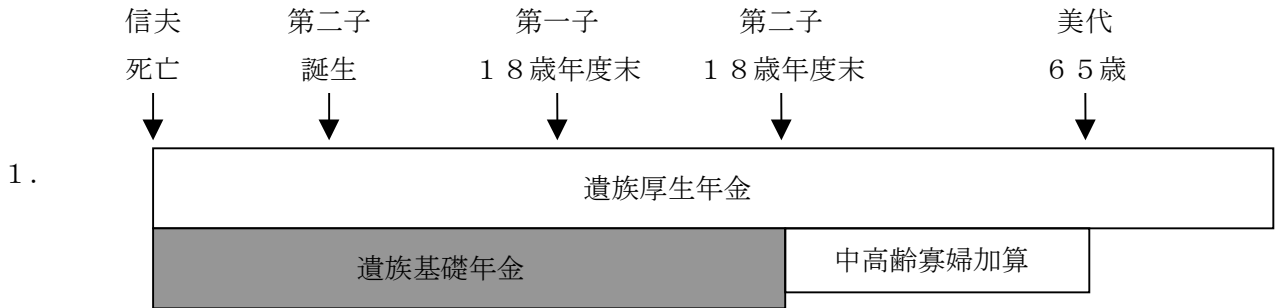
問9

美代さんは、第二子の出産に際しては育児休業制度を利用して、その後も現在の会社に勤め続けるつもりでいる。そこで、FPの山本さんに、雇用保険の育児休業給付について質問をした。美代さんの育児休業給付を表す下図の空欄（ア）、（イ）に入る支給総額および支給額を計算して、その額を解答欄に記入しなさい。なお、第二子の出産予定日は平成20年12月28日であり、育児休業中の美代さんには賃金が支払われないものとする。



問 10

美代さんは、第二子を妊娠中の今、信夫さんに万一のことがあった場合、公的年金からどのような給付が受けられるのかが気になり始めた。下図のうち、信夫さんが死亡した場合に美代さんに支給される遺族給付として、最も適切なものはどれか。なお、第二子は信夫さんの死亡後に生まれるものとし、美代さんは信夫さんの死亡後は厚生年金に加入しないものとする。また、65歳以後の遺族厚生年金と老齢厚生年金の併給調整については考慮しないものとする。



【第2問】下記の設例に基づき、次の各問（問11）～（問20）について解答しなさい。

<設例>

松村幸宏さん（59歳）は、現在、上場企業に勤務する会社員で、60歳到達時に定年退職を迎える予定である。

幸宏さんとしては、末子も来年就職が決まっており、教育費負担もなくなるなどから、定年後は悠々自適の生活を送りたいと考えていたが、先日、会社が主催する定年退職者向けのセミナーに夫婦で参加し、いろいろな話を聞いて以来、定年退職後のライフプランや資金計画について不安を覚えるようになった。そのため、FPで税理士でもある宮崎さんに相談することにした。なお、下記のデータはいずれも平成20年9月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
松村 幸宏	本人	昭和24年3月20日	59歳	会社員
登志子	妻	昭和26年5月11日	57歳	専業主婦
健太郎	長男	昭和55年8月30日	28歳	社会人・別居
真希	長女	昭和61年6月20日	22歳	大学4年生・同居

[松村家の状況]

- 幸宏さんは、22歳で大学卒業後、すぐにMN株式会社に就職し、現在に至る。定年退職後は継続雇用や関連会社への出向の選択肢もある。
- 登志子さんは、短大卒業後、すぐにMN株式会社に就職し、幸宏さんと職場結婚をしたが、長男出産を機に昭和55年3月末に退社した。その後はずっと専業主婦である。

[松村家の年収]

幸宏さんの給与収入：年収820万円（税込み）

[住宅および住宅ローン等の状況]

- ・ 住宅：持ち家。一戸建て。時価1,800万円
- ・ 住宅ローン：残債約350万円（途中で繰上げ返済や借換えなどを行っており、現在は銀行の変動金利型ローンを利用（毎月返済のみ）、平成22年12月末完済予定）
- ・ 住宅ローン以外の負債はない。

[生命保険の加入状況]

- ・ 定期保険特約付終身保険（10年更新型／63歳保険料払込満了）
契約形態：契約者・被保険者＝幸宏さん、死亡保険金受取人＝登志子さん
死亡保険金：2,500万円

- ・ 医療保険（終身／64歳保険料払込満了）
 契約形態：契約者・被保険者＝幸宏さん
 入院給付金：病気・ケガ 10,000円／日額（1入院120日・通算1,000日限度）
- ・ 都民共済（60歳まで更新する予定）
 契約形態：契約者・被保険者＝登志子さん
 入院共済金：病気 4,500円／日額 事故 5,000円／日額
 死亡共済金：病気 400万円 交通事故 1,000万円

[保有金融資産（積立ておよび生命保険を除く）] 残高合計1,638万円（時価）

名義	商品名	残高
幸宏さん	普通預金	200万円
	スーパー定期3年	300万円
	定額貯金	300万円
	米国国債（ゼロクーポン債）	159万円
	ユーロ建てMMF	124万円
	バランス型ファンド（毎月分配型）	97万円
登志子さん	ネット定期1年	100万円
	個人向け国債10年	200万円
	上場株式	158万円

[積立て] 残高合計320万円

名義	商品名	残高	積立金額
幸宏さん	財形年金貯蓄（貯蓄型）	300万円	5万円／月額
	積立定期（注1）	20万円	2万円／月額

（注1）一定の金額になったら一部解約をして、他の金融商品に預替えをしている。

問 1 1

幸宏さんは、今のところ定年退職後は働かない予定で、FPの宮崎さんにリタイア後のキャッシュフロー表を作成してもらったところ、公的年金が満額支給される65歳以降も収支は厳しいことを実感した。仮に、公的年金が下記のように支給されるものとした場合、次のキャッシュフロー表中の空欄(ア)～(ウ)に入る適切な数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、解答で万円未満が生じるときは、万円未満を四捨五入することとし、同じ数値を何度選んでもよいこととする。

<幸宏さん定年退職後の計算の前提>

- ・ 計算過程では端数処理を行わず、毎年、項目ごとに万円未満を四捨五入する。
- ・ 幸宏さんの収入は年金収入のみで、2014年以降は年額245万円(税込み)支給されるものとする(計算上、物価上昇は考慮しない)。
- ・ 所得控除は基礎控除、配偶者控除、社会保険料控除(国民健康保険料および介護保険料など年額25万円)のみとする。ただし、基礎控除、配偶者控除の額は、今後も変わらないものとする。
- ・ 計算の便宜上、所得控除額については所得税と住民税を同額(所得税ベース)とし、課税年度も所得税と住民税を同一とし、税額計算に当たっては、「所得税・住民税合算税額速算表」を使用するものとする。
- ・ 妻は控除対象配偶者に該当し、2009年以降扶養控除の対象となる者はいないものとする。
- ・ 長男および長女が29歳時点で結婚援助金としてそれぞれ150万円(2008年現在価値)を支出する予定である。
- ・ キャッシュフロー表上の公的年金の項目の金額は、可処分所得の計算に基づき算出している。
- ・ 問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、設例および計算の前提、キャッシュフロー表の数字は正しいものとし、与えられている条件以外は考慮しないものとする。

<語群>

154	155	156	196	216	220
2,945	3,124	3,159			

<キャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数		現在	1	2	3	4	5	6	7	8
項目/西暦(年)		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
平成(年)		20	21	22	23	24	25	26	27	28
家族 /年 齢	松村幸宏 夫	59	60	61	62	63	64	65	66	67
	登志子 妻	57	58	59	60	61	62	63	64	65
	健太郎 長男	28	29	30	31	32	33	34	35	36
	真希 長女	22	23	24	25	26	27	28	29	30
収入	給与収入(夫)	0.00%	646	161	0	0	0	0	0	0
	公的年金(夫)	0.00%		93	139	139	139	139		(ア)
	公的年金(妻)	0.00%				9	15	15	24	31
	その他の収入	0.00%	0	2,000	0	0	0	0	0	0
	収入合計		646	2,254	139	148	154	154		
支出	基本生活費	0.50%	300	256	257	259	260	261	262	264
	住居費	0.00%	20	20	20	20	20	20	20	20
	住宅ローン	0.00%	150	150	150	0	0	0	0	0
	教育費	1.00%	83	0	0	0	0	0	0	0
	保険料	0.00%	46	46	46	44	24	5	0	0
	結婚援助金	0.50%		151						(イ)
	その他の支出	0.50%	50	50	51	51	51	51	52	52
	車の買替え	0.50%	200							
	趣味・旅行など	0.50%		50	20	20	50	20	20	20
支出合計		849	723	544	394	405	357	354		
年間収支		▲203	1,531	▲405	▲246	▲251	▲203			
金融資産残高	1.00%	1,978	3,529	(ウ)						

<所得税・住民税合算税額速算表>

課税所得金額	税率	控除額
195万円以下	15%	—
195万円超 330万円以下	20%	9.75万円
330万円超 695万円以下	30%	42.75万円
695万円超 900万円以下	33%	63.6万円
900万円超 1,800万円以下	43%	153.6万円
1,800万円超	50%	279.6万円

<公的年金等控除額速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳未満の者	130万円未満	70万円
	130万円以上 410万円未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円以上	収入金額× 5%+155.5万円
65歳以上の者	330万円未満	120万円
	330万円以上 410万円未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円以上 770万円未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円以上	収入金額× 5%+155.5万円

問 1 2

幸宏さんは、現在、終身型の医療保険に加入しているが、年齢とともに、病気やケガで入院した場合、入院期間が長期化したり、入退院を繰り返したりすることに不安を感じ、F Pの宮崎さんに複数回入院した場合の入院給付金についての説明を受けた。次の入院給付金支払い条件下において、＜ケース 1～3＞の場合、幸宏さんの医療保険から支払われる入院給付金の額について、空欄（ア）～（ウ）に入る適切な数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、同じ数値を何度選んでもよいこととする。

[入院給付金支払い条件]

- ・ 入院 5 日目から受け取れる。（免責 4 日間）
- ・ 1 入院支払限度日数：1 2 0 日
- ・ 通算支払限度日数：1, 0 0 0 日
- ・ 前回入院の退院日の翌日から 1 8 0 日以内に同じ病気または関連する病気で再度入院した場合は、一入院とみなされる。

<ケース 1>

幸宏さんが 4 5 日入院した後、退院日の翌日から 1 8 3 日目に同じ病気が原因で 9 0 日入院した場合、合計で（ア）万円の入院給付金を受け取ることができる。

<ケース 2>

幸宏さんが 4 5 日入院した後、退院日の翌日から 1 5 0 日目に同じ病気が原因で 8 0 日入院した場合、合計で（イ）万円の入院給付金を受け取ることができる。

<ケース 3>

幸宏さんが 4 5 日入院した後、退院日の翌日から 5 0 日目にまったく別の関連性のない病気が原因で 3 5 日入院した場合、合計で（ウ）万円の入院給付金を受け取ることができる。

<語群>

7 0 7 2 9 0 1 1 7 1 2 0 1 2 5 1 2 7 1 3 1
1 3 5

問 1 3

幸宏さんは、現在、バランス型ファンド（毎月分配型）を保有しており、そのコストについて、FPの宮崎さんに説明を求めた。次の<資料>は、幸宏さんが保有しているバランス型ファンド（毎月分配型）の目論見書に記載されている内容の抜粋である。<資料>の空欄（ア）～（エ）に入る適切な語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

<資料>

■直接ご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費用・税金
お買付時	申込手数料	(ア) が別に定めるものとします。 なお、(ア) におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.15% (税抜3.0%) です。
ご換金時 (解約請求の場合)	所得税および地方税	1万口当たり 解約請求受付日の(イ)の基準価額の個別元本超過額に対して……………10%*
収益分配時	所得税および地方税	(ウ) に対して ……………10%*
償還時	所得税および地方税	1万口当たり 償還価額の個別元本超過額に対して…10%*

※個人の受益者の場合。平成21年から原則として20%になります。

(注) ご換金時、収益分配時、償還時の税金について、詳しくは、交付目論見書本文の該当箇所をご参照下さい。

- ・ 申込手数料に対する消費税等に相当する金額をご負担いただきます。
- ・ 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

■信託財産で間接的にご負担いただく(信託財産が支払う)費用

時 期	項 目	費 用
毎 日	信託報酬	総額 (エ) に対して……………年率1.3125% (税抜1.25%)

信託報酬の配分は、(エ) に対し次のとおりです。

	委託会社	販売会社	受託会社
300億円未満の場合	年率0.525% (税抜0.50%)	年率0.735% (税抜0.70%)	年率0.0525% (税抜0.05%)
300億円以上 1,000億円未満の場合	年率0.4725% (税抜0.45%)	年率0.7875% (税抜0.75%)	
1,000億円以上の場合	年率0.42% (税抜0.40%)	年率0.84% (税抜0.80%)	

- ・ 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。
- ・ 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

(注) 詳しくは、交付目論見書本文をご参照下さい。

- | | | | |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 1. (ア) 運用会社 | (イ) 翌営業日 | (ウ) 普通分配金 | (エ) 資産総額 |
| 2. (ア) 販売会社 | (イ) 翌々営業日 | (ウ) 特別分配金 | (エ) 純資産総額 |
| 3. (ア) 販売会社 | (イ) 翌営業日 | (ウ) 普通分配金 | (エ) 純資産総額 |
| 4. (ア) 運用会社 | (イ) 翌々営業日 | (ウ) 特別分配金 | (エ) 資産総額 |

問 1 4

平成19年9月に施行された「金融商品取引法」において、金融商品取引業者が守るべき主な販売・勧誘ルールの一つに「適合性の原則」がある。この概要について300字程度で述べなさい。

問 1 5

幸宏さんが、60歳到達時に定年退職をして、仮に退職金を2,200万円受け取った場合の手取り額（所得税および住民税控除後の金額）として、正しいものはどれか。幸宏さんは、大学卒業後の昭和46年4月1日に入社し現在に至るが、在職中に病気により1年間休職している。なお、退職所得の受給に関する申告書は、退職時に提出するものとし、税額の計算に際しては、退職所得から差し引く所得控除はないものとする（所得控除はすべて総合課税となる所得から差し引かれるものとする）。税額控除および本問に記載のないデータ、情報等については考慮しないものとする。

<所得税の速算表>

課税される所得金額		税率	控除額
1,000円 から	1,949,000円 まで	5%	0円
1,950,000円 から	3,299,000円 まで	10%	97,500円
3,300,000円 から	6,949,000円 まで	20%	427,500円
6,950,000円 から	8,999,000円 まで	23%	636,000円
9,000,000円 から	17,999,000円 まで	33%	1,536,000円
18,000,000円 以上		40%	2,796,000円

(注) 課税される所得金額の1,000円未満の端数は切捨て

<個人住民税の税率>

課税される所得金額 (千円未満切捨て)	税率	
	(都) 道府県民税	市(区) 町村民税
一律	4%	6%

1. 21,842,500円
2. 21,853,000円
3. 21,902,000円
4. 21,965,000円

問 16

幸宏さんの父は、平成19年3月15日に心筋梗塞により死亡した。実家の土地と家屋は、幸宏さんと幸宏さんの母が2分の1ずつ相続し、母が一人で居住を続けていた。母は、父の死後、急激に認知症が悪化したため、平成20年4月1日に有料老人ホームに入所したが、再び実家に戻り一人暮らしを続けられる見込みがないため、幸宏さんは実家の土地と家屋の売却を検討している。そこで、居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除の適用が受けられるかどうか、FPの宮崎さんに説明を求めた。宮崎さんが行った次の説明の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。なお、売却した年の前年および前々年にこの特例または居住用財産の買換えや交換の特例、居住用財産の譲渡損失についての損益通算および繰越控除の特例の適用は受けていないものとする。

居住用財産を売却したときは、所有期間の長短に関係なく、譲渡所得から最高3,000万円まで控除ができる特例がある。この特例は、（ア）から（イ）を経過する日の属する年の12月31日までにその居住用財産を売却した場合に適用を受けることができる。従って、この特例の適用を（ウ）。

<語群>

1. 平成19年3月15日
2. 平成20年4月1日
3. 平成20年12月31日
4. 1年
5. 2年
6. 3年
7. 幸宏さんの母が受けることができる
8. 幸宏さんの母と幸宏さんが受けることができる
9. 幸宏さんの母と幸宏さんはいずれも受けることができない

問 17

長男の健太郎さんは、来年結婚をする予定である。結婚に伴い、生命保険の加入および見直しについて検討している。健太郎さんが生命保険の申込み後にクーリングオフをした場合、以下の（ア）～（ウ）の記述のうち、クーリングオフ制度が適用される場合には○、適用されない場合には×を解答欄に記入しなさい。なお、保険期間はすべて1年超の契約とする。

- （ア）健太郎さんが郵便を利用する方法によって契約の申込みをした場合。
- （イ）健太郎さんが預金をするため銀行に行ったところ、勧誘を受けて、その場で契約の申込みをした場合。
- （ウ）外務員の勧めで、健太郎さんが現在加入している生命保険の保険金額を増額した場合。

問 18

幸宏さんは、先日10年ぶりに高校時代の同窓会に出席し、そこで、仲の良かった友人が自己破産したという話を聞いた。自己破産に関する次の（ア）～（ウ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）自己破産した場合、国が発行している官報や本籍地の市町村役場の破産者名簿に名前等が記載されるとともに、破産した事実が戸籍謄本や住民票にも記載される。
- （イ）自己破産した場合、一定期間、弁護士や公認会計士、税理士などの職業や資格に就けなくなるといった資格制限を受ける。
- （ウ）自己破産した場合、金融機関などが共有する個人信用情報に登録されるため、破産後、一定期間は、新たに金融機関から借入れをしたりクレジットカードを作ることはできない。

問 19

幸宏さんは、60歳に達した翌月の平成21年4月から、報酬比例部分相当の老齢厚生年金を受けることができる。ただし、幸宏さんが60歳以後も会社勤めをして厚生年金保険に加入したとすると、老齢厚生年金は給与に応じて一部もしくは全部が支給停止される、いわゆる在職老齢年金となる。次の<前提条件>および<資料>に基づいて、平成21年4月分として幸宏さんに支給される在職老齢年金の額を計算し、その額を解答欄に記入しなさい。なお、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。

<前提条件>

平成21年4月分の老齢厚生年金の額（基本月額）		11万円
標準報酬月額	平成21年2月以前	53万円
	平成21年3月以降	20万円
標準賞与額	平成21年4月以前1年間の総額	180万円
	平成21年5月以降1年間の総額	30万円

<資料：60歳台前半の在職老齢年金の支給停止額>

- ・ 総報酬月額相当額+基本月額が28万円以下の場合
総報酬月額相当額および基本月額にかかわらず、支給停止されない。

- ・ 総報酬月額相当額+基本月額が28万円を超える場合

基本月額	総報酬月額相当額	支給停止額
28万円以下	48万円以下	$(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times 1/2$
	48万円超	$(48\text{万円} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times 1/2$ + (総報酬月額相当額 - 48万円)
28万円超	48万円以下	総報酬月額相当額 $\times 1/2$
	48万円超	$48\text{万円} \times 1/2 + (\text{総報酬月額相当額} - 48\text{万円})$

問 20

幸宏さんは、60歳の定年退職後も働くかどうかの検討材料の一つとして、60歳の定年退職後の医療保険および公的年金の保険料負担について、FPの宮崎さんに説明を求めた。幸宏さんの60歳直後（平成21年3月）の次の2つのそれぞれのケースについて、幸宏さんと妻の登志子さんの医療保険および公的年金の保険料月額合計額を計算し、その額を解答欄に記入しなさい。解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこととする。なお、幸宏さんの会社は政府管掌健康保険の適用事業所であり、登志子さんは今後も専業主婦であるものとする。また、保険料率および保険料額は<資料>に基づくものとする。

ケース1. 幸宏さんが現在の会社に勤め続けるケース。3月以降の標準報酬月額は20万円。賞与はなし。

ケース2. 幸宏さんが退職し、再就職をしないケース（幸宏さんは国民年金への任意加入もしないものとする）。退職後の医療保険は、健康保険の任意継続被保険者となる。なお、退職時の標準報酬月額は53万円、標準賞与額は90万円×年2回。

<資料>

制度	保険料率（保険料額）
健康保険（※）	標準報酬月額および標準賞与額× 9.33%（介護保険分を含む）
厚生年金保険	標準報酬月額および標準賞与額× 15.35%
国民年金	月額14,410円

※全被保険者の標準報酬月額の平均額は28万円とする。